

平成28年度
柏市健康福祉審議会
全体会

会議資料

平成28年5月19日

保健福祉部・保健所・こども部

目 次

1	柏市健康福祉審議会委員名簿	1
2	各部署の事業概要等について	
	・保健福祉部の主な事業	3
	・保健所の主な事業	7
	・こども部の主な事業	9
	・保健福祉部・保健所・こども部 幹部職員名簿	11
4	資料	
	(1) 平成28年度専門分科会開催予定	13
	(2) 柏市健康福祉審議会の構成	15
	(3) 柏市健康福祉審議会運営要領	17
	(4) 柏市健康福祉審議会条例	19

1 柏市健康福祉審議会委員名簿

(敬称略, 50音順)

No.	氏名	よみ	所属など
1	赤羽 康彦	アカハネ ヤスヒコ	柏歯科医師会会長
2	阿部 和子	アベ カズコ	大妻女子大学教授
3	植野 順子	ウエノ ジュンコ	柏市介護支援専門員協議会代表
4	大倉 充久	オオクラ ミツヒサ	柏市医師会理事
5	奥野 智禎	オクノ トモヨシ	千葉県柏児童相談所所長
6	金江 清	カナエ キヨシ	柏市医師会会長
7	川真田 喜代子	カワマタ キヨコ	淑徳大学教授
8	桑原 直子	クワハラ ナオコ	柏市小中学校校長会
9	小林 正之	コバヤシ マサユキ	北柏ナーシングケアセンター院長・東京慈恵会医科大学客員教授
10	小松 幸子	コマツ サチコ	柏市議会議員
11	近藤 明紀	コンドウ アキノリ	千葉県立柏特別支援学校校長
12	齊藤 泉	サイトウ イズミ	柏市薬剤師会副会長
13	佐藤 きく江	サトウ キクエ	公募委員
14	佐藤 嘉二	サトウ ヨシジ	社会福祉法人桐友学園理事長
15	菅井 治子	スガイ ハルコ	柏市手をつなぐ育成会
16	鈴木 五郎	スズキ ゴロウ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会理事
17	鈴木 美岐子	スズキ ミキコ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会副会長
18	須田 仁	スタ ヒトシ	柏市地域包括支援センター運営協議会代表・聖徳大学准教授
19	高橋 裕	タカハシ ユタカ	柏市地域包括支援センター運営協議会代表
20	高松 智子	タカマツ トモコ	柏市立保育園父母の会連合会
21	溜川 良次	タメカワ ヨシツグ	柏市私立幼稚園協会 新制度特別委員会
22	寺尾 直宏	テラオ ナオヒロ	柏市心身障害者福祉連絡協議会代表
23	長瀬 慈村	ナガセ ジソン	柏市医師会副会長
24	中谷 茂章	ナカタニ シゲアキ	柏市社会福祉協議会会長
25	平野 清	ヒラノ キヨシ	柏市医師会副会長
26	平野 準子	ヒラノ ジュンコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長
27	古川 隆史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
28	堀田 きみ	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会代表
29	望田 八重子	モチダ ヤエコ	柏市ひとり親(母子, 父子, 寡婦)福祉会会長・柏市赤十字奉仕団代表
30	山名 恵子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会会長
31	吉田 勝彦	ヨシダ カツヒコ	柏市ふるさと協議会連合会会長
32	吉田 真理子	ヨシダ マリコ	公募委員
33	吉野 一實	ヨシノ カズミ	柏市老人福祉施設連絡協議会会長
34	渡部 昭	ワタナベ アキラ	柏市介護サービス事業者協議会副会長
35	5月29日に確定見込み		柏市学童保育連絡協議会

2 各部署の主な事業と課題

平成28年5月19日

健康福祉審議会全体会資料

1 部署名
保健福祉部
2 部の所管業務について
保健福祉総務課（保健・福祉・医療施策の推進，民生委員，防災福祉K-Net事業，墓地等の経営許可，日本赤十字社，戦没者遺族等の援護など） 福祉政策課（福祉部門の総合調整など） 地域医療推進室（在宅医療施策，地域医療施策，救急医療施策，柏地域医療連携センターなど） 医療公社管理課（市立柏病院及び介護老人保健施設の施設管理など） 法人指導課（社会福祉法人等の設立許可・指導監査，介護サービス事業者の指定・指導など） 高齢者支援課（介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定及び進行管理，いきがづくり，敬老事業など） 介護保険課（介護保険の資格管理，保険料の賦課・徴収，介護保険の保険給付など） 障害福祉課（障害者施策，障害者基本(福祉)計画，障害者手帳，障害福祉サービス事業者等の指定・指導・監査など） 障害者相談支援室（障害者の相談支援，障害者の虐待防止など） 障害福祉就労支援センター（障害者の生活訓練・就労支援など） 福祉活動推進課（地域包括支援センター，介護予防，高齢者の権利擁護など） 生活支援課（生活保護金品の支給，行旅死病人，ホームレス，無縁者の埋葬，中国残留法人など）
3 28年度の主な事業
【地域健康福祉】 (1) 自殺予防対策事業 自殺予防のセーフティネット構築に向け，相談事業，ゲートキーパー養成研修，普及啓発事業，自死遺族支援事業など状態の緩和や予防に向けた事業を実施すると共に社会的孤立防止対策事業とあわせて進めていきます。 【高齢者福祉】 (1) フレイル予防の推進 いつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちを目指し，柏フレイル予防プロジェクト2025推進委員会を運営しながら，ロコモフィットかしわ事業の継続と自主グループ化の支援，地域包括支援センターによるフレイル予防事業等を通じて，地域を基盤とした市民主体のフレイル活動を推進します。 (2) 高齢者の就労・社会参加の促進 シルバー人材センターと連携し，職業紹介や人材派遣の一層の拡充を図ります。また，セカンドライフ応援サイト（ホームページ），セカンドライフ応援窓口でのコーディネート，セカンドライフ応援セミナーでの意識改革を通じて，高齢者の就労・社会参加を促進します。 (3) 地域支え合い活動の支援 生活支援体制整備事業によるコミュニティでの支え合い活動や，担い手の育成・支援を図るとともに，総合事業を活用してたすけあい活動や通いの場の運営費等を支援するものです。

【障害福祉】

(1) 障害者の権利擁護事業

障害者虐待防止センターにおいて、障害者の権利擁護や虐待防止に向けた取り組みを推進するとともに、啓発活動や研修を実施します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備事業

ノーマライゼーションかしわプランに基づき、グループホームの設置や24時間相談を受け付け、緊急時の受け入れなどの地域生活を支援する拠点を整備します。

(3) 障害者相談支援事業

障害のある人の生活上の困りごとやサービスの利用の相談支援を行う地域の相談支援事業所（5か所）に障害者支援コーディネーターを配置するとともに、指定相談支援事業所の相談支援専門員を育成し、機能を充実させます。

【生活支援】

(1) 生活保護受給者就労支援プログラム事業

生活保護受給者を対象者として、来所による就労相談を定期的に行うほか、必要に応じて就労支援相談員による履歴書の書き方、面接の受け方などの技術的アドバイスを実施しながら、ハローワークに繋げる等、能力を活用した就労の実現に取り組みます

(2) 生活保護法に基づく適正な扶助

生活保護相談・申請時に、生活上の権利、義務及び届出の義務など制度説明を十分に行うほか、生活保護受給世帯に対して、毎年3月に届出・申告の励行を記載したお知らせを送付し、適正な申告による適正な扶助の推進を図ります。

(3) 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して自立相談事業の実施、住居確保給付金の支給、その他（就労準備支援、家計相談支援、学習支援）の支援を行います。

【医療、公社管理】

(1) 在宅医療の推進

柏地域医療連携センターを地域医療の拠点として、在宅医療が必要な市民への調整支援（在宅主治医がいない場合の主治医、副主治医の紹介及び多職種連携チームのコーディネート）を行います。

(2) 救急医療体制の整備

ア 夜間急病診療所、休日当番医を中心とした一次救急の確保

イ 輪番病院を核とした二次救急体制の確保と、小児科における二次救急体制の充実

ウ 救命救急センターによる重篤救急患者への高度救急医療の提供及び、脳卒中・心疾患・消化管出血等、命に直結する疾患に対応できる救急体制の整備

(3) 社会福祉法人等の監査・許認可事務

社会福祉法人及び社会福祉施設等の運営管理、入所者処遇及び会計管理等の指導監査と関連する相談や手続き、研修等を行うとともに、社会福祉法に基づき、社会福祉法人の設立認可手続きや関連する相談を行います。

4 課題等

課題1 健康長寿の推進

高齢者がいつまでも社会・地域の担い手・支え手として活躍することは、地域や社会の活性化のためにも重要となっている。-

課題2 地域包括ケアシステムの推進

高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、住まい、予防、生活支援が連携して包括的に提供できるハード・ソフトの体制整備が必要です。

課題3 地域医療体制の整備

病気によるリスクの高い妊産婦・乳幼児に対して、体調急変時適切な処置が行える体制整備が必要であるとともに、日曜休日の小児科の受診ニーズも高くなっています。

課題4 障害者の権利擁護の推進

障害者の増加に伴い、障害者の権利を守るための取り組みが更に重要になっています。

課題5 障害者の自立・地域生活支援

障害者手帳保持者が身体・知的・精神の障害全てにおいて増加傾向にある中、障害者の高齢化・重度化への対応が大きな課題となっています。

課題6 生活困窮者等総合支援体制の強化

多様で複合的な課題を抱えた市民の課題解決を図る支援体制の強化が必要になっています。

課題7 社会的孤立・自殺予防対策の推進

失業や倒産等の社会的要因を背景とした自殺が増加する中、地域における自殺対策の強化が喫緊の課題となっています。

課題8 介護保険事業の適切運営

介護が必要になった時に介護サービスが適切に利用できるよう、広く市民に利用手続き等の周知や迅速な要介護認定が求められます。

課題9 社会福祉法人等の適正運営

社会福祉事業の中心的な担い手としての社会福祉法人に対しては、地域の福祉需要への積極的・献身的な貢献や地域を支える人材の育成を行うなど極めて公益・公共性が高く、社会的な信頼や期待が非常に高まっています。そのため、国による経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等を図る社会福祉法人改革が進められています。

2 各部署の主な事業と課題

平成28年5月19日
健康福祉審議会全体会資料

1 部署名
保健所
2 部の所管業務について
総務企画課（地域保健に係る企画立案・調整に関する事、診療所・薬局などに関する事、医療従事者免許など）
保健予防課（健康危機管理総括、感染症の予防・啓発、精神保健福祉に関する相談・知識の普及など）
生活衛生課（食中毒の予防、食品衛生関係施設及び環境衛生関係施設の衛生指導など）
※動物愛護ふれあいセンター（動物愛護精神の普及啓発、犬の登録など）
地域健康づくり課（小児慢性特定疾病医療支援事業、未熟児療育医療費、電子親子手帳サービス事業（すくすく柏）、母子健康手帳交付、乳児・妊婦健康診査、予防接種、不妊に悩む方への特定治療支援事業、管理栄養士・栄養士・調理師等免許、給食施設の栄養管理・指導、幼児健康診査、健康増進事業（相談・教育等）、地域ぐるみの健康づくりなど）
成人検診課（がん検診と健康診査・相談に関する事など）
衛生検査課（腸内細菌検査等の衛生上の試験・検査に関する事など）
3 28年度の主な事業
柏市第五次総合計画と整合を図りながら、引き続き、運営体制の強化等に努めながら各種施策事業を展開してまいります。
【主な事業】
I 健康づくりの推進
①柏市健康増進計画の推進
・運動と食生活を柱に、親子や家族などでの健康づくりを進められるよう、学校、職場、地域等との連携による教育・啓発活動の展開を図る。
・引き続き、気付きときっかけづくりを重点とし、無関心層への啓発を実施する。
・平成29年度の柏市健康増進計画の中間評価に向けて、柏市民健康意識調査を実施する。
②がん検診登録者数・受診率の向上
・若い世代のがん検診受診率向上に向け、普及啓発活動を強化していくとともに、登録者のうち未受診者及び特定の年齢のがん検診未登録者に登録勧奨個別通知を行う。
また、がん検診実施のための指針（国）の一部改正を受け、乳がん検診の検診体制及び胃がん検診の胃内視鏡検査導入に関して準備を進めていく。

③柏市肝炎ウイルス検査事業

・健康増進法による肝炎ウイルス検査の結果，陽性者に対して，早期治療に繋げ，重症化予防を図ることを目的に，陽性者フォローアップ事業を開始する。

II 健康危機管理機能と体制の充実

①新型インフルエンザ等対策の推進

・本市行動計画の策定にあわせ備蓄品整備，健康危機管理訓練の実施等をすすめる。

②放射線対策

・引き続き，放射線に対する市民の不安軽減に向けて市場流通品の定期的な放射性物質検査や健康相談，甲状腺超音波検査事業，ホールボディカウンター測定費用助成等を継続し，この結果を公表していく。

III 母子保健の推進

平成 27 年度に策定した「柏市母子保健計画」により，妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として，母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進していく。

なお，「柏市母子保健計画」の確実な推進を担保するため，柏市保健衛生審議会母子保健専門分科会において，本計画の達成状況等の進捗を管理すると共に，その経過について柏市保健衛生審議会に報告する。

①妊産婦及び新生児の訪問指導並びに乳幼児全戸訪問事業の強化

・第一子の新生児訪問を全数実施する。また新生児訪問の未実施家庭については，4ヶ月児等の乳児家庭訪問として，専門職による訪問を実施することにより虐待の未然防止，早期発見に努める（母子保健法の改正）。

②小児慢性特定疾患への対応

・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進として，法律に基づく適正な医療費の支給を実施する。また，小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を新規事業として実施することにより，相談支援体制の充実を図る。

③予防接種の推進

・国の制度改正に基づき，10月より乳児B型肝炎予防接種の定期接種化を予定している。

④不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成拡大

・男性不妊の治療費の助成を開始する。

⑤電子親子手帳（すくすく柏）の本格実施

・子どもの成長に合わせた，最適でタイムリーな情報提供により，妊娠・出産・子育ての不安を軽減し，安心・安全な母子保健・子育て環境の整備を図る。

⑥子育て世代包括支援センターの整備

・妊娠期から子育て期までの多様なニーズへの総合的相談支援をワンストップで行うための施設の整備を計画的に推進する（児童福祉法の改正）。

4 課題等

- ・各相談支援に対応する職員の能力向上として，専門職等の人材育成。
- ・子育て世代包括支援センター整備等に伴う人材と財源の確保

2 各部署の主な事業と課題

平成28年5月19日

健康福祉審議会全体会資料

1 部署名
こども部
2 部の所管業務について
子育て支援課（地域子育て支援拠点整備，情報提供，児童センターなど） こども福祉課（家庭児童相談，児童手当，子ども医療費助成など） 学童保育課（学童保育，こどもルームの運営・整備） 保育整備課（保育園の整備など） 保育運営課（保育園の運営など） こども発達センター（こども発達相談，療育支援など） キッズルーム（入園児童の生活指導・機能訓練・保育園等訪問支援など）
3 28年度の主な事業
<p>子ども・子育て支援事業計画や柏市第五次総合計画に基づき，子育てを取り巻く課題に対応した事業に取り組んでまいります。</p> <p>○待機児童解消</p> <p>平成28年4月1日時点における保育園の国基準の待機児童数は，平成27年4月1日時点と同様，ゼロとなりました。しかしながら，保留児数は昨年度同時期と比較して35名増加となり76名となっております。</p> <p>柏市では，平成25年7月に緊急対策 柏市待機児童解消アクションプランを，昨年3月に柏市子ども・子育て支援事業計画を策定し，①認可保育園等の整備による定員の増加（平成28年4月に保育を必要とする子どもの認可定員486名増），②アシストデスク（相談窓口）や，アシストコール（電話相談）によるきめ細かな案内などで，保育園の入園に関する御要望に応えられるよう取組を継続しています。</p> <p>今後も，これらの取組を継続し，「保留児ゼロ」を目指してまいります。</p> <p>○病児・病後児保育</p> <p>柏市では平成18年4月に病後児対応施設を1箇所開設いたしました。その後，共働き世帯の増加などにより，病児・病後児保育のニーズは高まりを見せ，子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成25年11月実施）では約70%の方が病児保育施設が必要と答えています。市ではこれらの状況を踏まえ，病児に対応した施設を計画を前倒しし，平成28年度中に整備する方針です。整備に</p>

当たっては、病気の回復期に至らない児童が対象となることや、病院や診療所に付設した専用のスペースが必要になることから、医療機関等の協力が不可欠です。今後、早い時期に、事業の概要などについての説明を行ってまいりたいと考えています。

○地域子育て支援拠点の開設

今年度は、地域子育て支援拠点を新たに3か所開設し、地域や社会とのつながりが少ない乳幼児期の親子が、気軽に集い、親子同士の交流、子育ての不安や悩みの相談、さまざまな情報が取得できるように支援を行ってまいります。

1か所目として、5月2日に沼南社会福祉センターの2Fに「はぐはぐひろば沼南」をオープンしました。

○児童発達支援の充実

柏市では、平成22年度にこども発達センターが開設され、知的障害、発達障害などの障害児を対象に、日常生活の基本動作や集団生活の適応訓練などの療育を行っていました。今年度、新たに民設民営の児童発達支援センターが開設され、市と同等の療育支援をすることが可能となったため、療育環境の改善が期待されています。

今後は、新設された児童発達支援センターと連携しながら、適切な支援量の提供の他、支援が必要とされる子どもが通う幼稚園、保育園等への支援を充実させていきます。

4 課題等

○児童相談所に関する権限移譲

現在の制度では、中核市における児童相談所の設置は任意となっておりますが、今年の3月に国会に提出された「児童福祉法等の一部を改正する法律案」では、児童相談所を中核市や東京都特別区が設置できるようにするため、施行後5年を目途に、設置に係る支援等の必要な措置を講ずることが位置づけられています。

今後、児童相談所設置に関する国の支援措置等に関する情報収集を行ってまいります。

■保健福祉部・保健所・こども部 幹部職員名簿

	役 職	氏 名
保健福祉部	部長	成 嶋 正 俊
	理事	佐 藤 靖
	次長（兼）高齢者支援課長	酒 巻 薫
	保健福祉総務課長	藤 本 裕 司
	福祉政策課長	永 塚 洋 一
	地域医療推進室	稲荷田 修 一
	医療公社管理課長	沖 本 由 季
	法人指導課長	渡 辺 清 一
	介護保険課長	能 崎 勉
	障害福祉課長	小 川 正 洋
	障害者相談支援室長	石 田 清
	障害福祉就労支援センター所長	宮 本 大
	福祉活動推進課長	佐 藤 高 市
	生活支援課長	三 富 和 法
保健所	所長	山 崎 彰 美
	次長（兼）総務企画課長	谷 口 恵 子
	保健予防課長	戸 来 小太郎
	生活衛生課長	高 橋 孝 二
	動物愛護ふれあいセンター所長	石 川 桂 一
	地域健康づくり課長	高 木 絹 代
	成人健診課長	平 川 正 明
	衛生検査課長	中 西 希代子
こども部	部長	田 所 優 二
	次長（兼）保育運営課長	宮 島 浩 二
	子育て支援課	松 澤 元
	こども福祉課長	小 倉 孝 之
	学童保育課長	依 田 森 一
	保育整備課長	関 野 昌 幸
	こども発達センター所長	黒 須 美 浩
	キッズルーム所長	吉 岡 正 裕

平成28年度 柏市健康福祉審議会 開催予定

平成28年5月19日現在

	全体会	専門分科会					
		民生委員	障害者	障害審査部会	児童	高齢者	地域
4月							
5月	19日(木) PM1:30~ ウェルネス柏						
6月		6 回 程 度 を 予 定		22日(水) 別館第5会議室			
7月			28日(木) PM1:30~ 予定			21日(木) PM2:00~ 庁議室	
8月							
9月							
10月					26日(水) 別館第5会議室		○
11月				24日(木) 予定			
12月							
1月							
2月			23日(木) 予定	22日(水) 別館第5会議室			
3月						○	

【予定審議内容】

民生委員審査専門分科会: 民生委員推薦者に対する審査に関する事 等

障害者健康福祉専門分科会: ノーマライゼーションかしわプランの進行管理に関する事 等

障害者健康福祉専門分科会審査部会: 身体障害者福祉法第15条指定医の指定に関する事 等

児童健康福祉専門分科会審査部会: 保育園・認定こども園の認可の意見聴取 等

高齢者健康福祉専門分科会審査部会: 第7期高齢者いきいきプラン21の策定に係る審議に関する事 等

地域健康福祉専門分科会: 第3期地域健康福祉計画の進行管理に関する事 等

※正式な開催通知文につきましては、約1か月前に郵送させていただきます。

※各専門分科会の開催日時につきましては、会場の都合等により、変更させていただくことがありますので、ご了承ください。

(お問合せ先)

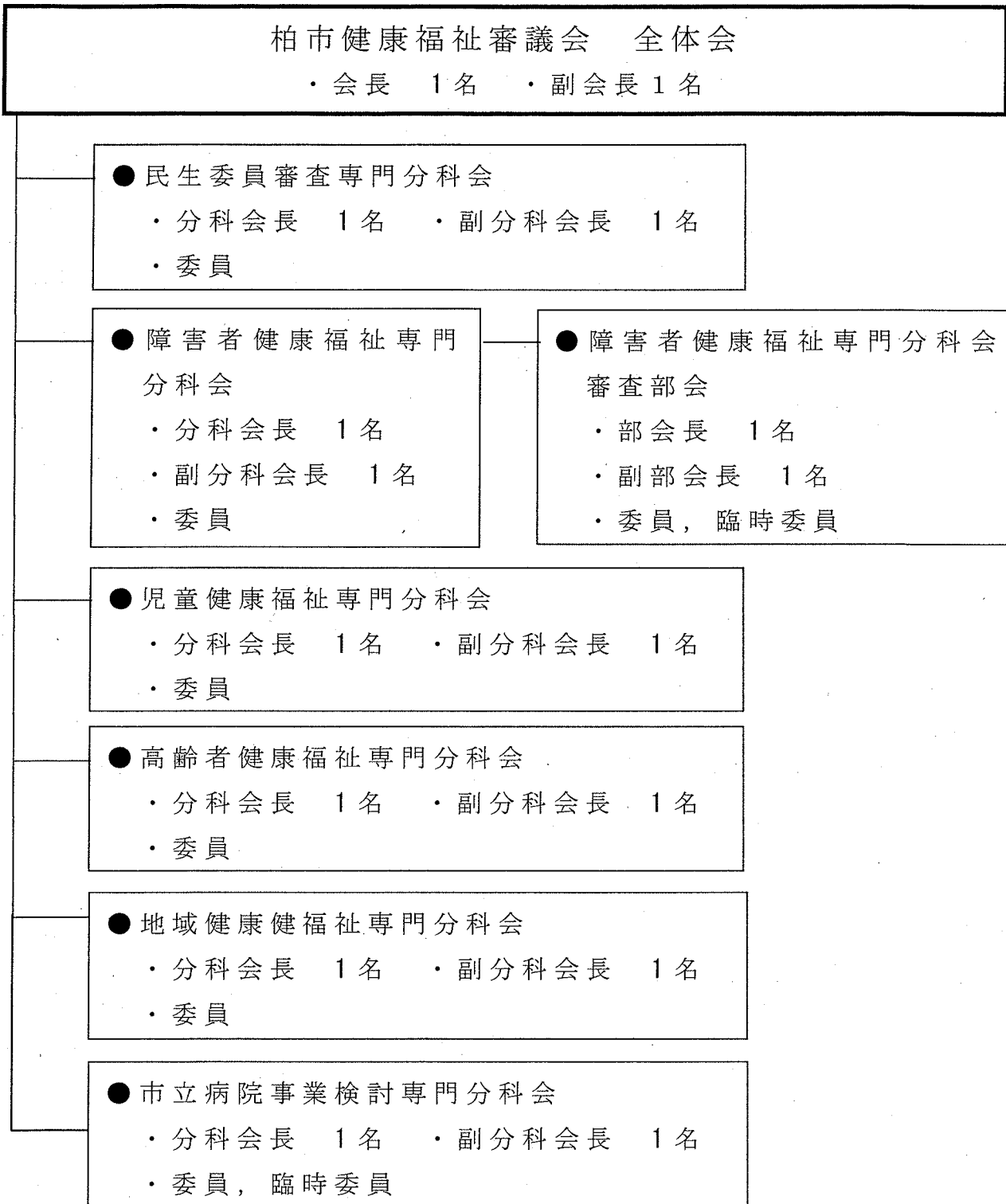
柏市役所保健福祉総務課 企画総務担当: 松崎, 間館(まで)

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1131 / FAX 04-7164-3917

E-mail: hokenfukushi@city.kashiwa.lg.jp

柏市健康福祉審議会の構成



柏市健康福祉審議会運営要領

制定 平成28年 4月 1日

施行 平成28年 4月 1日

1 趣旨

この要領は、柏市健康福祉審議会条例（平成19年12月26日条例第46号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審議会の開催

審議会は、原則任期満了に伴う2年に一度の委員委嘱時に開催することとし、次に掲げる事項について審議等を行うこととする。

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 審議会会長及び副会長の選任
- (3) 専門分科会及び審査部に属する委員等の指名
- (4) 各専門分科会会長及び副会長の選任
- (5) 諮問の受理及び調査審議する専門分科会の決定
- (6) その他健康福祉に関する重要な事項

3 年度途中の諮問

審議会開催後次の開催までの間の諮問については、内容に応じ各専門分科会会長が受理し、各専門分科会で調査審議を行うこととし、受理した諮問事項について会長に報告するものとする。

4 決議

条例第8条第5項、条例第9条第4項及び条例第10条第6項の規定により、各専門分科会の決議を審議会の決議とし、改めて審議会を開催しないこととする。ただし、法により市が策定することとなっている保健福祉に関する計画策定に関することについては、第2項の規定にかかわらず必要に応じ審議会に報告等を行うことができるものとする。

5 補則

この要領に定めるもののほか審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

○柏市健康福祉審議会条例

平成19年12月26日
条例第46号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(平25条例33・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第25条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

(平25条例33・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により

これを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、委員及び議事に関する臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者健康福祉専門分科会
- (3) 児童健康福祉専門分科会
- (4) 高齢者健康福祉専門分科会
- (5) 地域健康福祉専門分科会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。
- 3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関する臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
- 5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項

- (2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項
- (3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
- (4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項
- 2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。
- 4 審議会は、第1項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 第7条第1項第6号の規則で定める専門分科会の所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例33・一部改正)

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関する事項

3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

4 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

5 第5条(第1項を除く。)及び第6条の規定は、審査部会について準用する。

6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平25条例24・一部改正)

(意見の聴取等)

第11条 審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(社会福祉法等との関係)

第12条 民生委員審査専門分科会は、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

- 2 障害者健康福祉専門分科会は、法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。
- 3 児童健康福祉専門分科会は、法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。
- 4 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

2 柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則(平成25年条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第33号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。